

自動継続式懸賞金付定期預金「黄金」（期間限定商品）

一関信用金庫
令和8年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続式懸賞金付定期預金「黄金」 募集期間 令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方に限ります
3. (1) 預金種類 (2) 期間	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期預金(定型方式、元金自動継続方式に限ります) 1年 ※この預金は、満期日に預入期間1年の懸賞金付定期預金に自動継続します
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 10万円以上1,000万円以内 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 ご契約日のスーパー定期(1年もの)の店頭表示金利を適用します 自動継続後の金利は、継続日のスーパー定期(1年もの)店頭表示金利を適用します 満期日に指定口座へ利息をお支払いします 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税(0.315%)が追加課税されます
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> マル優の取扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(少数点第4位以下は切捨)によって計算し、この預金とともに支払います ① 6ヵ月未満 解約日の普通預金利率 ② 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50% 抽選日以前に解約する場合は、懸賞金抽選権を失い、懸賞金の支払いは行いません
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けのデザイン・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署(9時～17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんさん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫ガバナンス推進チームもしくは全国しんさん相談所にお問合わせください</p>
13. その他参考	<ul style="list-style-type: none"> 1口(10万円)につき、1本の抽せん権(抽せん番号)を付与します 2口以上の申込の場合は、全て「連番」としてバラ扱いはしません 当選金は抽せん日以降金庫所定の日利息振替口座へお振込します(源泉分離課税20.315%) 詳細については、「懸賞金付定期預金「黄金」募集要領」をご覧ください 預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。詳しくは金融機関の窓口にお問合わせください)
14. 継続後のお取扱い	<p>(1) 定期預金について</p> <ul style="list-style-type: none"> この預金は、満期日に預入期間1年の懸賞金付定期預金に自動継続します ※継続後の懸賞内容および募集要領等は発売の都度決定し店頭に掲示いたします なお、金融情勢の変化等により本商品の販売ならびに継続を取り止めとさせていただきます場合があります その際は、販売(継続)終了について、当金庫所定の方法によりお知らせするとともにご契約の定期預金は預入期間1年のスーパー定期に自動継続させていただきます <p>(2) 抽せん番号について</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動継続後の「新抽せん番号」は当金庫所定の方法により通知いたします